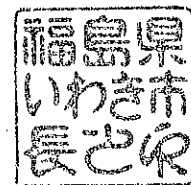


内閣総理大臣
安倍 晋三 様

要 望 書

福島県いわき市長

渡辺 敬夫



福島県いわき市議会議長

根本 茂



【重点要望項目】

- 1 被災地の復興に向けた支援制度の構築について P1
- 2 地域医療等の充実について P2
- 3 放射性汚染物質対処特別措置法に基づく指定廃棄物の
処理について P3
- 4 長期避難者の受入れに向けた制度設計の早期構築
について P4

【要望項目】

- 1 原子力災害対応について
 - (1) 東京電力㈱福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取り組み
及び確実な安全対策について P5
 - (2) 除染対策について P6
 - (3) 福島第一原子力発電所災害に関する適正な賠償の実施に
ついて P7
 - (4) 風評被害の払拭について P8
 - (5) 原発事故子ども・被災者支援法に基づく適正な支援について . . P9
- 2 本市の基幹的な社会基盤の整備について
 - (1) 福島県浜通り地域の復興を支える一般国道6号・49号の整備
促進(一般国道6号勿来バイパスの新規事業化を含む)について . P10
 - (2) 常磐自動車道の早期仙台延伸について P10
 - (3) 重要港湾小名浜港と常磐自動車道を直結する(仮称)
小名浜道路の新規事業化等について P11
 - (4) 産業復興を支える国際バルク戦略港湾・小名浜港の
整備促進について P12
 - (5) 小名浜港周辺地区の一体的な再生・整備について P12
- 3 被災地域の支援について
 - (1) ふくしま産業復興企業立地補助金について P13
 - (2) 洋上風力発電の促進について P14
 - (3) 漁業再開に向けた支援等について P15
 - (4) 学校給食共同調理場への対応について P16
 - (5) 低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業の対象拡充について . P16
 - (6) 常磐自動車道及び磐越自動車道の利用料金の無料化について . P16
 - (7) 介護保険事業に対する財政支援について P17

【重点要望項目】

1 被災地の復興に向けた支援制度の構築について

東日本大震災は、大地震、大津波そして原子力発電所事故が重なった世界に類を見ない複合災害として、本市に甚大な被害をもたらした。現在、その復旧・復興に向けて懸命に取り組んでいるところであります。

復興交付金制度の対象は、津波被災地域等の面的な被害を受けた地域が中心であり、内陸部や原子力災害等に対する適用範囲の拡大についても検討されていると伺っておりますが、災害時に中心的な役割を果たす庁舎の耐震化などについては、活用が難しい状況にあります。

つきましては、復興交付金の柔軟な活用や、現在、予定されている国の補正予算編成において、被災地の復興に資する新たな支援制度の構築を図る等、一日も早い復興を実現できるよう、次の項目について要望いたします。

- ① 原子力発電所事故等により、甚大な被害を受けた被災地の復興に資する、復興交付金の要件緩和や対象地域の拡大
- ② 被災地での安全・安心を確保するため、必要な社会資本や公共施設の耐震化、高度化等に向けた、新たな支援制度の構築
- ③ 引き続き雇用の維持確保を図るため、緊急雇用創出基金の原資を確保するとともに、長期的・継続的な雇用の確保・創出を図られるような支援制度の構築

【重点要望項目】

2 地域医療等の充実について

いわき医療圏においては、東日本大震災以前から慢性的な医師不足の状況にあり、これに加え、福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害の影響により、本市から医師や医療従事者が流出するとともに、新たな医師の招へいや医療従事者の確保が困難となり、本市における医師や医療従事者の不足は深刻な状況となっております。

更に、双葉郡などから約24,000人の方が本市に避難しており、仮設住宅周辺の医療機関においては、これら避難者の外来件数の増加により待ち時間が長くなるなどの影響が出てきており、市民への影響や医師の負担が過重になっていることが懸念されるなど医療提供体制の再構築が急務となっております。また、放射線による健康被害も懸念されるところであります。

このような状況の中、今後のいわき医療圏の地域医療の充実・強化に向け、次の項目について、要望いたします。

- ① 特に浜通り地方における中核病院としての役割を担う本市新病院建設事業について、国において先に閣議決定された地域医療再生基金の積み増し分（380億円）の重点配分を行うなどの財源措置及び計画期間の延長
- ② 早期に効果的な医師招へい・医療従事者確保の対策の実施
- ③ 放射線医学に関する調査研究・最先端医療を担う関係機関等の本市への誘致

【重点要望項目】

3 放射性汚染物質対処特別措置法に基づく指定廃棄物の処理 について

放射性物質汚染対処特措法（以下「特措法という」）に基づき、事故由来放射性セシウムによる汚染状態が 8,000Bq/kg を超える廃棄物は指定廃棄物として、国の責任で処理することとなっており、それまでの間は自治体等で一時保管することとされております。

本市の一般廃棄物焼却処理施設から発生する飛灰の放射能濃度は、8,000Bq/kg を超えていることから、特措法に基づき焼却施設内において一時保管を行っておりますが、そのスペースも限界に達しつつあり、このままでは家庭等から出される一般廃棄物の処理に支障をきたす恐れがあります。

このため、現在、施設外に新たな保管場所の確保に努めておりますが、住民の放射性物質に対する不安及び国の処理の見通しが不透明で長期間の保管を余儀なくされるとの懸念により、その選定は困難を極めておりますことから、次の項目について、要望いたします。

- ① 中間貯蔵施設の早期設置とともに、国による指定廃棄物の処理の開始時期を具体的な根拠を示しながら公表すること。
- ② 新たな保管場所の確保に向け、放射性物質に対する住民の不安の解消を図ること。

【重点要望項目】

4 長期避難者の受入れに向けた制度設計の早期構築について

本市は、被災地でありながら双葉郡などから約24,000人の避難者を受け入れていることから、特段のご配慮を国・県に要望しており、昨年7月に策定された「福島復興再生基本方針」の中に、避難者の受入自治体に対する支援等が記載されましたが、具体的な支援策は未だ明らかにされておられません。

また、いわゆる「町外コミュニティ」を含む、避難期間が長期に及ぶ避難者等のための生活拠点の確保、整備等に向けた検討を促進するため「長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会」が去る9月に設立され、災害公営住宅や介護施設の建設を支援する「生活拠点形成交付金」を国の新年度予算案に盛り込むなども伺ってはおりますが、「町外コミュニティ」に関しては未だ不明瞭であり、さらに、長期化する避難者への対応の見通しもない状況にあります。

この避難者の受入れについては、本市の将来の都市計画をはじめ、財政、地域コミュニティ、医療・福祉、市民感情などにも多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

こうした中、大震災から1年10ヶ月が経過し、市民の皆様の中に複雑な感情が芽生え、様々な課題が生じている一方で、本市への住民票の異動や、土地や家屋の購入のほか、企業や、医療機関、飲食店等の移転など、避難者の方々が本市内へ生活基盤を事実上「移す」ような事例が生じており、時間の経過とともに、本市の担う役割も変化しつつあります。

このようなことを踏まえまして、次の項目について、要望いたします。

- ① 国主導による早急な「町外コミュニティ」の制度設計
- ② 本市のような受入れ自治体への適正な財源補填と具体的な支援策等の構築

1 原子力災害対応について

(1) 東京電力㈱福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取り組み及び確実な安全対策について

東京電力㈱福島第一原子力発電所事故について、国及び東京電力㈱の責任において一刻も早い収束を図るとともに、福島第一原発1～4号機のみならず、県内すべての原発の廃炉を強く求めます。

また、数十年に及ぶ廃炉作業期間中、多くの市民が不安を抱えた生活を強いられることから、例えば、原子炉格納容器から燃料棒を取り出し、区域外に保管するなど、国及び東京電力㈱の責任において、確実な安全対策を講じられるよう、次の項目について、強く要望いたします。

- ① 「中長期ロードマップ」の前倒し及び万全な体制での取り組み
- ② 福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取り組みの推進と当面の確実な安全対策

(2) 除染対策について

放射性物質汚染対処特別措置法（以下「特措法」）では、国は、これまで原子力政策を推進してきた社会的責任に鑑み、事故由来放射性物質による環境汚染への対処に関し、必要な措置を講ずるとしております。

しかしながら、本市のように国直轄ではなく、市域全体が除染対象区域とならない「汚染状況重点調査地域」においては、実施主体が市町村とされているばかりか、農地や山林を含め地域の実情に即した除染方法の確立や仮置場設置も含めて、責任主体である国の関わり、連携も不十分であり、人的支援もなく、いわば市町村任せの状況となっております。

また、除染対象区域外で市町村が行うホットスポット除染にかかる廃棄物は、特措法の定めによらないものとして中間貯蔵施設への受け入れが困難とされており、廃棄物の処理については、市民の多くが不安を抱いている状況であります。

このほか、ゴルフ場等の大規模事業所については、広大かつ様々な自然条件が混在する施設であることから、除染方法も明確ではなく、市町村の単独実施は困難であり、これまでも国の直轄実施を含め具体的な手法の確立を求めてきました。さらに市町村が除染を実施する前に個人又は事業者が自ら実施した除染に係る費用や除染で生じた廃棄物の取り扱い等についても、相談が多く寄せられております。先日、環境省において、除染の加速化、不安解消に向けた対策をとりまとめた「除染推進パッケージ」が示されましたが、具体的内容には言及されておらず、国からの明確な方針が示されていない状況であります。

市町村においては相当な業務負担となっていること及び方針が決定していない事項への対応にも苦慮していることを踏まえ、次の項目について強く要望いたします。

- ① 市町村が必要と認めるホットスポット（低線量の地域の中で局所的に線量が高い箇所等）除染に伴い発生した廃棄物の、国の責任における処理の明確化
- ② 仮置場設置に係る国の積極的な対応
（国自らの仮置場設置及び国の責任による住民理解の促進）
- ③ 市町村業務負担の軽減
（除染技術の提供や職員派遣はもとより、除染対象地域全域に係る国の直轄実施も要考慮）
- ④ 大規模事業所等に係る具体的な手法の確立及び国の直轄実施
- ⑤ 個人等が自ら除染した費用や廃棄物に対する国の責任の明確化

(3) 福島第一原子力発電所災害に関する適正な賠償の実施について

本市の市民や事業者は、事故が収束しない状況の中、不安を抱えながら生活や事業活動をせざるを得ない状況にあり、その精神的な苦痛や風評被害・間接被害等に伴う営業損害などは計り知れないものがあります。

一方で、放射線への不安などから、自主的に市外に避難し、心ならずも家族が離れ離れに生活せざるを得ない家庭が少なくありません。

このような、被害者である全ての市民や事業所を対象として、迅速かつ適正な賠償が行われるよう、本市にとって切実な課題である次の3項目と併せて、責任をもって対応されますよう強く要望いたします。

- ① 本市 30 km圏内「旧屋内退避区域」と「旧緊急時避難準備区域」における避難指示区域解除後の賠償対象期間の公平な取り扱い
- ② 本市 30 km圏内「旧屋内退避区域」に係る自主避難等賠償（妊婦と18歳以下の子どもに係る平成24年1月以降の損害賠償）の早期決定
- ③ 本市 30 km圏内「旧屋内退避区域」に係る財物賠償の早期決定
- ④ 地方公共団体に対する迅速かつ適正な賠償

(4) 風評被害の払拭について

本市は、これまで風評被害を払拭し、交流人口の回復を目指したPR事業を実施しているところであります。

国においても「東北観光博」の開催などの取組みがなされていることは認識しておりますが、風評を払拭するため、国によるモニタリング体制の維持・充実を図りながら、地域の安全性に係る正確な情報を積極的に発信するとともに、本市で生産された農林水産物や商工業品に係る積極的なPRなど、地域と連携した取組みを推進されるようお願いいたします。

また、昨年5月に「第6回太平洋・島サミット」が沖縄で開催されましたが、国際的な風評被害の払拭を図るためにも、次回の当該サミットが「いわき」で開催できるよう、また、観光交流の促進につながるような国際的な会議等が開催できるよう国・県においては、あらゆる機会を捉えて、積極的に誘致活動を行われるようお願いいたします。

(5) 原発事故子ども・被災者支援法に基づく適正な支援について

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」が第 180 回通常国会において成立し、本法律により、本市を含む被災自治体の市民生活を守り支えるための施策が推進されるものと期待しております。

しかしながら、本法律は、被災者支援の基本的な位置付けをしたものであり、具体的施策については、本法律に基づく基本方針等により今後策定される見込みとされており、支援対象地域の範囲、医療費減免の内容とその対象、地域の意見反映のプロセス等について、具体化されていない状況にあります。

このことから、早期に施策が具体化され、本市全域が支援対象地域の指定を受け、被災した子どもをはじめとする全市民が適正に支援を享受できるよう、強く要望いたします。

2 本市の基幹的な社会基盤の整備について

(1) 福島県浜通り地域の復興を支える一般国道6号・49号の整備促進(一般国道6号勿来バイパスの新規事業化を含む)について

今後再び、同規模の津波等による災害が生じても、市民が安全・安心に避難できるよう、福島県と茨城県を結び広域避難道路の役割を担う一般国道6号勿来バイパスの新規事業化を強く要望いたします。

また、本市の主要幹線道路である一般国道6号常磐バイパス、一般国道6号久之浜バイパス及び一般国道49号平バイパス・北好間改良事業等の直轄国道バイパスは、本県浜通り地域の復興再生を支える極めて重要な主要幹線道路でありますので、さらなる整備促進に向けて、予算の拡充が図られるよう、要望いたします。

(2) 常磐自動車道の早期仙台延伸について

常磐自動車道は、首都圏と太平洋沿岸地域の産業・経済・文化などの発展と地域住民の福祉の向上を実現するための重要な高速自動車国道であります。

去る平成23年3月11日の東日本大震災において、常磐自動車道は、本県浜通り南部地域の住民の避難や災害応急対策に必要な人員、物資などの輸送路として重要な役割を果たしたところであります。

今後、本市が南東北の拠点都市として他地域との交流拡大を図りながら、震災からの早期復興を遂げるためにも、常磐自動車道の早期仙台延伸が図られるよう、要望いたします。

(3) 重要港湾小名浜港と常磐自動車道を直結する（仮称）小名浜道路の 新規事業化等について

小名浜港周辺では、本市復興のシンボルとして、大型商業施設を含む新たな交流拠点の整備が予定されており、既設の環境水族館「アクアマリンふくしま」などの観光交流施設と相俟って、さらなる集客が見込まれております。

また、重要港湾小名浜港は、立ち遅れている避難解除区域等の復興事業の最前線基地として、今後、貨物流通量の増大が見込まれるところであり、広域的な物流機能の強化が求められているところであります。

しかしながら、高速自動車国道等の主要幹線道路から、小名浜港周辺へアクセスする道路では、市街地部において渋滞が発生するなど、定時性の面において大きな課題を抱えており、アクセス性の向上に寄与する道路整備が望まれております。

つきましては、小名浜港周辺地区の観光交流人口の増大、重要港湾小名浜港を拠点とした広域的な物流機能の強化、さらには、本市の復興はもとより、避難解除等区域の復興再生を支援する道路として、福島県が「戦略的道路」として位置付けた重要港湾小名浜港と常磐自動車道を直結する（仮称）小名浜道路の新規事業化並びに一般国道399号、主要地方道小野富岡線、一般県道吉間田滝根線の整備促進について強く要望いたします。

(4) 産業復興を支える国際バルク戦略港湾・小名浜港の整備促進について

小名浜港は、いわき市はもとより南東北の産業経済を支える国際物流拠点として、更には電力を供給する石炭の集積を行う国際バルク戦略港湾として、今までにもまして重要な役割を求められているところであります。

本市において、震災からの早期復興を図るためには、小名浜港を活用した産業の集積とあわせて港湾機能の強化が喫緊の課題となっております。

つきましては、現在整備が進められている東港地区の岸壁の大水深化や岸壁と荷役機械等の一体的な耐震強化の早期実現、民間埠頭運営会社への財政・税制などの支援措置の創設等、東港の機能拡大を含めた整備促進につきまして、積極的に取り組まれるとともに、地域産業の拡大を図るための積極的な施策展開を要望いたします。

また、小名浜港1・2号ふ頭地区アクアマリンパークは県内でも有数の観光地であり、これまでも客船入港時には大きな賑わいが創出されたところであります。震災以降減少した観光交流人口の拡大と更なる賑わい創出のため、客船入港のための新たな航路整備についても要望いたします。

(5) 小名浜港周辺地区の一体的な再生・整備について

重要港湾小名浜港周辺地区は、東日本大震災により被害を受けましたが、小名浜港アクアマリンパークや小名浜港背後地等を含む周辺地区の一体的な再生・整備は、いわき市において復興のシンボルとして位置づけ、物流の拠点として港の再生はもとより産業・観光振興の拠点として、早期完成を目指しているところであり、いわき市のみならず、福島県、ひいては日本全体の震災復興のシンボルとなるものと期待しております。

本市においては、この再生・整備に向けて、小名浜港背後地震災復興土地区画整理事業並びに津波復興拠点整備事業に係る復興交付金の採択をいただき、防災機能を有する新たな都市拠点の整備に着手したところであります。

今後とも、当該地区の一体的な再生・整備の実現に向けた多様な動向を踏まえまして、国においても、積極的な施策展開を図られるよう要望いたします。

3 被災地域の支援について

(1) ふくしま産業復興企業立地補助金について

国の平成23年度第3次補正予算を原資として創設された「ふくしま産業復興企業立地補助金」については、市内事業者をはじめ、新たに立地しようとする製造事業者などから多数の補助申請があり、本市内では54件の事業が採択されました。

本市といたしましては、当該制度が、新たな投資や企業進出の契機となったところであり、産業の発展的な復興や新たな雇用の場を創出していく観点から、非常に有効な制度であると認識しているところであります。

しかしながら、当該制度については、平成24年1月末から3月末までの2ヶ月間の初回申請受付分において、補助予算額を超過したため、今後の制度継続が不透明な状況となっており、初回申請を見送った事業者からの相談が寄せられていること等を考慮し、制度の継続的实施について、特段のご配慮をお願いします。

なお、国においては、ふくしま産業復興企業立地補助金に代わる制度として「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」の創設を予定しているとのことですが、その実施に当たっては、中小企業などを含め幅広い対象となるよう、業種や投資金額などの要件についてもご配慮くださるようお願いいたします。

(2) 洋上風力発電の促進について

本市といたしましては、市復興ビジョンに「原子力災害を克服するとともに、再生可能エネルギーの導入を推進し、原子力発電に依存しない社会を目指す」ことを掲げ、この実現に挑戦しております。

また、東日本大震災に加え、福島第一原子力発電所の事故やそれに伴う風評被害により、地域経済が大きな被害を受けており、その再生と復興が急務となっております。

さらに、同事故に伴い設定されている警戒区域等から多くの避難者を受け入れており、新たな雇用の創出も喫緊の課題となっております。

こうした中、国において、本県沖では、浮体式洋上風力発電の実証実験が進められておりますことから、この実証実験を契機として、特に小名浜港周辺地区を基軸としながら、地域経済の再生と復興、更には新たな雇用の創出が図られるよう、次の項目について要望いたします。

- ① 浮体式洋上風力発電実証実験の着実な実施
- ② 風力発電関連産業の集積に向けた企業誘致に対する支援
- ③ 風力発電の研究、試験を行う拠点施設の誘致
- ④ 風力発電関連産業の集積・活動拠点としての小名浜港の機能強化
- ⑤ 漁業者との共存に向けた取り組み支援

(3) 漁業再開に向けた支援等について

小名浜港周辺地区においては、水産業の拠点施設である魚市場等の整備を進めておりますが、本市の沿岸漁業は、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響により、操業自粛を余儀なくされている状況にあります。

つきましては、本市の水産業の早期の復旧復興に向け、次の項目について要望いたします。

- ① 福島第一原子力発電所から発生する汚染水について、東京電力㈱に対し抜本的な対策を求めるとともに、安易な海洋放出は容認しないこと
- ② 本市の漁業関係者は、依然として沿岸域での操業自粛を継続するなど、他の被災地域とは異なる実情を勘案し、今後とも本市の水産業の復旧・復興に向けた継続的な支援措置を講じること
- ③ モニタリング等により得られた知見などを積極的に開示し、操業再開への全面的な助言・指導を実施するほか、根拠のない風評が本市の水産業の復興を阻むことのないよう万全を期すこと

(4) 学校給食共同調理場への対応について

被災した学校給食共同調理場の補助対象面積につきましては、これまでの要望により、本来、原形復旧面積のみが対象となるところを、通常新築した場合に対象となる面積まで補助対象として認められることとなり、複数の補助事業の活用にご配慮いただき感謝申し上げます。

しかしながら、被災した学校給食共同調理場を現行の衛生管理基準を遵守し整備する場合、相当程度規模が大きくなり、本市の財政負担も大きくなることから、子どもたちに対し安定的に学校給食を提供するための復旧事業であることに鑑み、新たな財政支援策を講じてくださるよう、お願い申し上げます。

(5) 低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業の対象拡充について

東日本大震災復興交付金の基幹事業である「低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業」につきましては、被災者が浄化槽を設置する際の費用の一部を補助し復興・再建を支援する制度ですが、本交付金創設前に、いち早く新築や建替えなどの家屋再建を行った場合につきましては、制度が適用されない状況となっております。

つきましては、著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために活用する復興交付金の趣旨に鑑み、被災者の早期生活再建に対する経済的負担の軽減が図られるよう、本事業の対象を既に自力で家屋再建を行い設置された浄化槽まで拡充してくださるよう要望いたします。

(6) 常磐自動車道及び磐越自動車道の利用料金の無料化について

被災地においては、徐々に観光インフラが再整備され、観光誘客による、観光振興、ひいては、地域経済の活性化に向け、本格的な取り組みをスタートさせたところでもあります。

高速道路の無料措置は、原発災害による風評被害を受けている本市にとっては、観光誘客の鍵を握っているものと考えており、被災地の観光振興の観点から、平成24年3月末に終了した常磐自動車道及び磐越自動車道の利用料金の無料化措置の復活をお願いいたします。

(7) 介護保険事業に対する財政支援について

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害の影響により、長期にわたる避難生活などから、新規の要介護認定者が震災以前よりも大幅に増加している状況にあります。

要介護認定者は、震災後の新規認定者9,237名のうち、生活環境が大きく変化したことなど、震災の影響を理由とした新規認定者が約900名となっております。この結果、本年度の要介護認定者の増加率は対前年比で7.7%の増と、震災前3か年の平均増加率3.2%の2倍を超える急激な増加となっており、通常では想定できない状況となっております。

このような要介護認定者の急増に加え、被保険者の利用者負担等の減免措置により介護サービスの利用が拡大し、現在も引き続き利用されていることなどから、本年度の保険給付費は国のワークシートにより算定した保険給付費と比較して、22億1,200万円、9.3%の増となることが見込まれており、本市の介護保険財政の健全な運営が困難な状況になっております。

つきましては、要介護認定者数の増加に伴い増嵩する介護保険事業にかかる保険給付費等について、被災地である本市の介護保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、被災地に対する調整交付金の優先的な配分や臨時交付金の創設など、特段の財政支援措置を講じられるよう要望いたします。